

第5回定時総会・決議事項

【第1号議案】任期満了に伴う新総会共同議長の選任

《総会共同議長の選任方法》

- 第5回定時総会に出席した署名金融機関等より、新総会共同議長への立候補を募る。
- 事前に立候補のあった新総会共同議長候補から、署名金融機関等の互選により、新総会共同議長の選任を行う。

「21世紀金融行動原則運営規定(抜粋)」

(議長)

第6条

- (1) 総会に、原則として署名金融機関等の中から2機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
- (2) 議長の任期は、選任された日から原則2年とし、再任されることができる。

- 選任された総会共同議長は、その後の総会を総理する。

【第2号議案】任期満了に伴う新運営委員の選任

《運営委員の選任方法》

- 事前に立候補のあった新運営委員の候補(下記)から、署名金融機関等の互選により、新運営委員を選任する。

新運営委員(平成28年度・29年度)の候補とする署名金融機関等

株式会社静岡銀行

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

第一生命保険株式会社

日興アセットマネジメント株式会社

株式会社日本政策投資銀行

株式会社八十二銀行

株式会社三井住友銀行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

リコーリース株式会社

- 第5回定時総会に出席した署名金融機関等の意思表示に加え、議決権行使書による意思表示等により選任を行う。

「21世紀金融行動原則運営規定(抜粋)」

第4章 運営委員会

(構成)

第12条

(1) 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。

(2) 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として10機関選任されるものとする。

(3) 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、(2)により運営委員の選任を行う定時総会の20日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。

(4) 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則2年とし、再任されることができる。